

○吉野町子ども医療費助成条例施行規則

昭和48年 9 月 28 日

規則第18号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、吉野町子ども医療費助成条例（昭和48年 9 月吉野町条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(証明書の交付申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書（第 1 号様式。以下「受給資格証交付申請書」という。）に当該子どもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証、若しくは加入者証を添えて町長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第 3 条 前条に規定する受給資格証交付申請書を受理した町長は、申請者が条例第 2 条に定める要件に該当すると認めるときは、条例第 4 条第 1 項の規定により出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者については、乳幼児医療費受給資格証（第 3 号様式）を、6 歳に達する日以

後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については、子ども医療費受給資格証（第3号様式の2）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときは、その理由を附し、子ども医療費受給資格証交付申請却下通知書（第2号様式）を交付するものとする。

2 町長は、受給資格証交付申請書の提出がない場合においても、条例第2条に規定する医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、前項の規定に準じて乳幼児医療費受給資格証又は子ども医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）を交付することができる。

3 町長は、この規則の規定により受給資格証交付申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

4 受給資格証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに町長に返還しなければならない。

（支給方法）

第4条 条例第3条の2第1項の規定により助成金の支給を受けようとする者は、子ども医療費助成金交付申請書（第4号様式）又は子ども医療費助成金支給申請書（第4号様式の2）を町長に提出しなければならない。

（受給資格証の再交付）

第5条 対象者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、受給資格証再交付申請書（第5号様式）により、町長に再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、その受給資格証を添えなければならない。

3 対象者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

（届出）

第6条 対象者は、次の各号に掲げる異動等があったとき、それぞれ当該各号

に掲げる書類に受給資格証を添えて町長に届け出なければならない。

(1) 対象者又は子どもが住所又は氏名を変更したとき。住所・氏名変更届
(第6号様式)

(2) 子どもの医療に関する給付を行う保険者又は共済組合に変更が生じた
とき。加入医療保険変更届 (第7号様式)

(3) 条例第1条の2第1項に規定する者に該当しなくなったとき。資格喪
失届 (第9号様式)

(4) 子どもが死亡したとき。死亡届 (第10号様式)

2 対象者が死亡したときは、戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第87条の規定
による死亡の届出義務者は、死亡届を町長に提出しなければならない。

(受給資格登録の廃止)

第6条の2 町長は条例第7条の2に該当する者であることを確認したとき
は、受給資格登録停止通知書 (第11号様式) を交付することができる。

2 町長は前項により通知を受けた者が同条に該当しなくなったことを確認し
たときは、受給資格登録停止解除通知書 (第11号様式の2) を交付しなけれ
ばならない。

(受給者台帳の整備)

第7条 町長は、対象者について子ども医療費受給者台帳 (第12号様式) を作
成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年規則第10号)

1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

2 この規則による改正前の第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様
式及び第10号様式による用紙は当分の間、これを取り繕って使用することが

できる。

附 則（昭和59年規則第4号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている乳児医療費受給者台帳は、この規則による改正後の吉野町乳児医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条の規定により作成された乳児医療費受給者台帳とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の吉野町乳児医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和61年規則第16号）

- 1 この規則は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の吉野町乳児医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき交付されている乳児医療費受給資格証は、当該乳児医療費受給資格証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の吉野町乳児医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付された乳児医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき作成されている乳児医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年規則第17号）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の吉野町乳児医療費助成

条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている乳児医療証及び乳児医療費受給資格証は、当該乳児医療証及び乳児医療費受給資格証の有効期限が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の吉野町乳児医療費助成条例施行規則規定により交付された乳児医療証及び乳児医療費受給資格証とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている乳児医療証及び乳児医療費受給資格証の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成9年規則第16号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第18号）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成17年規則第9号）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成19年規則第14号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の吉野町乳幼児医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の吉野町子ども医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成26年規則第3号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第6号）

(施行日)

- 1 この規則は、平成26年6月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の吉野町子ども医療費助成条例施行規則の規定により作成されている受給者資格証については、改正後の吉野町子ども医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、受給者資格証の更新を行い交付するものとする。

附 則（平成28年規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前の吉野町子ども医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で現に残存するものは、改正後の吉野町子ども医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年規則第22号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第1号様式の規定は、平成31年8月1日以後の吉野町子ども医療費助成条例施行規則の規定による子ども医療費受給資格証交付申請について適用し、同年7月31日以前の子ども医療費受給資格証交付申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際改正前の吉野町子ども医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等で現に残存するものは、改正後の吉野町子ども医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和元年規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吉野町子ども医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年規則第3号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。